

民間資金等活用事業推進委員会
優先的検討部会
第4回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第4回優先的検討部会
議事次第

日 時：平成28年12月15日（木） 9：56～11：23

場 所：中央合同庁舎8号館8階特別大会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 前回の議論の振り返り
 - ・VFM等の傾向の追加分析
- (2) PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引（案）
- (3) 今後のスケジュール
- (4) その他報告事項

3. 閉 会

○森企画官 それでは、定刻より若干早いのですが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第4回優先的検討部会」を開催いたします。

私は、事務局である内閣府民間資金等活用推進室の企画官の森と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日、部会の構成員5名の方、皆様御出席をいただいております。過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の資料につきまして1点御連絡させていただきます。席上配布資料と書かれております「優先的検討規程の運用の手引（案）」が3分冊になっておりますけれども、そちらと、「PPP/PFI優先的検討規程策定状況の公表」につきましては、調整段階の資料でありますので、非公表にさせていただきます。

それでは、今後の議事につきましては、根本部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

○根本部会長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日は、前回の議論の振り返りを踏まえて、事務局で作成した運用の手引の案について審議をお願いいたします。

事務局から、資料1に基づいて説明をお願いします。

○森企画官 それでは、資料1に基づきまして説明させていただきます。

1ページをめくっていただきまして、「優先的検討部会スケジュール」ですけれども、本日は第4回ということで、前回第3回で簡易な検討における数値の設定の考え方の議論と、運用の手引の素案を示させていただいたところとして、それを踏まえて運用の手引案を策定いたしましたので、御議論をいただきたいと思います。

続きまして、3ページ目からが前回の議論の振り返りでございます。

4ページ目ですけれども、第3回部会における意見ということで整理をさせていただいています。前回の議題として、まず「事例集に掲載する事業分野の再整理について」の御意見として、「優先的検討規程は、この程度の規模の事業でも対象となることわかるようなメッセージをしっかりと伝えることが必要」という御意見をいただいたところです。

また、「簡易な検討における数値設定等」につきましては、「VFMの分析について、事業費と相関がないとあるが、分野別等でもさらにもう一段深いクロス分析をすることが望ましい」といった御意見、また、「VFMが出る要因について、分析が困難であれば、適当な例を抽出した上で示すことが望ましい」といった御意見、また、「今後、行政区分を超えたPPP/PFIが増えると思われるため、そういったものを推進するメッセージを示すことが必要」といった御意見、また、「PSCの設定を慎重に行うべきというメッセージを示すことが必要」といった御意見をいただいたところです。

また、「中間フォローアップの調査結果」につきましては、「地元企業の活用といった

件で、ビジネスチャンスが増えるということになるので、そういった観点から手引で示してもよいのではないか」といった御意見、また、「庁内体制の検討の際に、財政部局と連携しながら進めることがポイントになるということを示すことが望ましい」といった御意見、また、「人口規模の小さい自治体でもPPP/PFIを推進すべきというメッセージを示すことが必要」といった御意見をいただいたところでございます。

また、「「運用の手引」の素案」につきましては、「収益型事業について、利用料金収入以外にも収入がありますということを示すことが必要」といった御意見、また、「どのような場面で基礎編を読み、どのような場面で応用編を読めばよいかといったことを冒頭に記載することが望ましい」といった御意見をいただいたところでございます。

それぞれ対応としましては、手引へこういった内容を反映させていただいたというところと、また、VFMにつきましては追加分析を実施したというところでございます。

続きまして、本日御議論いただきたいポイントとして、5ページ目になりますけれども、前回の議論の振り返りは今行ったところでして、次にVFMの追加分析を行いましたということでその御報告、また運用の手引の案の御審議をいただくということと、あと、今後のスケジュールについて御説明させていただきます。最後に、その他報告事項ということで、優先的検討規程の策定状況のフォローアップということで、地方公共団体、国もさせていただきましたけれども、そのプレス発表を近々行うことを予定しておりまして、その内容の御報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、前回御指摘いただいたところで、VFMの追加分析を行いましたというところでございます。7ページと8ページは前回の資料と基本的に構成は同じでして、一部修正をさせていただいたところがあります。7ページ目の左下のところが、単純なミスがございまして、人口20万人以上のところの数値を若干修正させていただいたところがございます。ただ、数値自体は0.何%というところでございますけれども、修正をさせていただいたというところです。

また、その下のところに、前回は「人口規模はVFMに影響しない」という書きぶりにしていただけですけれども、そこまで断定できるかという指摘がありましたので、「顕著な相関関係はない」ということで、なお「事業決定時では人口規模が大きい方が多少VFMが高くなる」、そういった表現に変えさせていただいているところでございます。

8ページ目ですけれども、こちらも前回示させていただいたものでございます。こちらも左上の(3)で数値がコンマ何%か変わっているところがございます、修正させていただきましたが、傾向は変わらないというところでございます。

前回、この(3)で、「事業費とVFMの関係性は認められない」という御説明をさせていただいたのですけれども、本当にそうなのかというご指摘もありましたので、それぞれの事業分野ごとに事業費とVFMの関係を見てみたというのが9ページ目と10ページになります。

9ページ目は、①から⑤ということで、事務庁舎と公営住宅・宿舍、小中学校、給食セ

ンター、スポーツ施設でございます。こちらはちょっと字が小さいのですが、横の軸の（事業数）と書いているところがあるのですけれども、例えば事務庁舎ですと10億円未満が事業数5で、その次は7、7、7ということで、データの数が少ないということもありません。なかなか傾向を示すだけの十分なデータではなかったというのが正直なところ。これで見ると、これといった傾向が出ているかということ、そういうことを言うというのはなかなか難しいという結果になったということでございます。

10ページ目も同様でして、こちらは⑥から⑩ということで、社会教育・文化施設から廃棄物処理施設、上水道、下水道、複合施設ですけれども、こちらも同様に大分サンプルの数も少ないといったところで、これといった傾向まではなかなか難しいかなというところでございます。

さらに11ページ目で、前回、事業費とVFMの相関関係が確認できなかったというところですが、VFMは応札グループ数との相関関係が確認できた、要は応札グループ数が多くなるほどVFMが高くなるという結果が出たというところでしたので、もし事業費が大きいとVFMが出ると仮定しますと、例えば応札数が事業費が大きいと少なくなるので、それがVFMが想定したよりもそんなに出ていないということなのかなという仮説のもとに、こちらの11ページのような分析を行ったというところでございます。

こちらは、事業費別の応札数が右側にあるのですけれども、見ようによっては、事業費が大きくなると応札数が少なくなっているとも見えますし、10億円未満と10億円以上を比べるとそうでもないもので、明確にこうというのは、相関関係は見られなかったというところ。なので、応札数が多くなるとVFMが高くなるというところが見られたというところ。ですので、応札数と人口規模と事業費には相関関係が見られないというところもありますので、人口規模とか事業費とか、そういったものにかかわらず、高いVFMを実現できる可能性はありますということで、そういった分析結果とさせていただいたところでございます。

以上、とりあえずここまでの説明とさせていただきます。

○根本部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

○北詰専門委員 北詰です。

非常に苦しいところを分析していただいて、ありがとうございます。ここまでいろいろ見て、しかもそういう結論を得たというのは、やはり一つの事実だと思いますので、堂々と主張されればよいかなと思います。

1点だけ、表に出す必要はなくて、内部で確認だけしていただければと思うのですが、これだけの少ないサンプルでの分析で、突出したデータがないということだけ内々に確認しておいていただいて、例えば5つしかないデータで1個だけすごく突出したデータがあって、それでデータがすごく左右されたみたいなことだけがないことを確認さえしておいていただければ、おっしゃるように、例えば応札数が多いとVFMが高いというのを、割と重

層的な分析をした上でも、やはりそう主張できるのだということだけ主張できれば、すごくいいデータになるのかなと思いました。

以上です。

○根本部会長 ほかに御意見は。よろしいでしょうか。

○小幡部会長代理 グラフのところ、括弧で事業数1とか書いてあるんですね。

○森企画官 そうです。済みません。字が小さくて。

○小幡部会長代理 数がわかったほうがよいかと思ったので。わかりました。

実数が少ないので、なかなかパーセントは難しいですね。数が書いてありますので、それがわかればよいと思います。

○根本部会長 これは追加のところには書いてあるのですけれども、前回のほうには書いていないのですが、全体としてちゃんと入れるということですね。

○森企画官 全体として入れます。

○根本部会長 では、明記をお願いします。

それでは、資料1については以上ということで、続きまして、事務局より優先的検討規程運用の手引（案）を御説明いたします。非常に分厚いですので、章ごとに分けたほうがよいかと思いますので、まずは第1章までの御説明をお願いいたします。

○森企画官 それでは、席上配布資料1というもので、まず序章と第1章を説明させていただきたいと思います。

こちらは実は今、各省と協議もさせていただいているところでして、一部調整をさせていただいているようなところもございますということを御承知おきいただければと思います。

まず、序章ですけれども、1ページ目が「1. はじめに」で、2ページ目が「2. 本手引の位置付け」というところで書いております。この中で2ページ目の「2. 本手引の位置付け」で、前回、「どういった読者を対象にしているのか」というところをわかりやすく」という指摘もございましたので、2ページ目の中段から下のところですが、「本手引は3章構成としており」ということで、第1章は「基礎編」として、地方公共団体で初めてPPP/PFIを担当する事業実施所管部局や推進部局の職員の皆様を含めた担当職員向けの手引ということで、適切な手法の選択ですとか、簡易な検討における数値の設定に有用な具体的な事例や参考となる考え方を示していますということで、第2章は「応用編」ということで、PPP/PFIの事業の質の向上を目指す地方公共団体の主に推進部局の皆様の手引として、収益型事業とかコンセッション事業の検討方法とか留意点、また庁内推進体制の先進事例等を示していますということです。第3章は「事例編」ということで、事業分野別の事例とか、収益型、コンセッション事業の事例を掲載しているというふうに書かせていただいたところでございます。

4ページ目からが第1章になります。こちらは、「実効ある優先的検討の運用に向けて」ということで「基礎編」、まず「1. 優先的検討の運用上の課題について」ということで

記載をさせていただいております。こちらは部会でも最初から御議論させていただいた、運用に当たっての課題をここで記載をしております、これはもう既に部会のほうで御議論いただいたような内容を5ページ目と6ページ、7ページ、8ページにわたってそれぞれの論点を簡単に記載しまして、その課題への対応ということで、この手引の中のどこを見ればそういった課題の対応が書かれているのかということを中心に示しているところがございます。

9ページ目からが「2. 優先的検討プロセスに関するQ&A」でございます。こちらは、その前に1で課題について述べていまして、それを補足する観点と、あと啓発といったようなことも込めまして、ここにQ&Aということで15ほど載せているところがございます。最初に「PPP/PFIとは何ですか」というそもそものところから、あとは優先的検討の全体の話、その後、プロセスごとの課題の順番に基本的には並べているというところがございます。

順番に簡単に見ていただきますと、10ページ目と11ページ目がQ1「PPP/PFIとは何ですか」というところで、ここは説明と期待される効果も書いているところがございます。

13ページ目がQ2「PPP/PFI手法にはどのようなものがありますか」ということで、PFIの手法は、BT0、BOT、BOOですとか、そういったところを簡単に記載しています。

14ページも、それぞれBT、RO、DBOですとか、コンセッションとか、O方式、指定管理者制度、包括的民間委託ということで、こういった手法を基本的な事項ということで書いているところがございます。

15ページ目には（参考）ということで、それぞれの手法ごとに一覧表で、契約形態、業務範囲、施設の所有者、設計建設費の支払い方法、そういったところをまとめて表の形でわかりやすく記載しているところがございます。

16ページ目がQ3「何故PPP/PFI手法の導入を優先的に検討する必要があるのでしょうか」ということで、これは「限りある税財源が効率的に使用されることになるのです」ということで書かせていただいているところがございます。

Q4が「人口20万人未満の地方公共団体は、優先的検討規程を作らなくてもよいのですか」というところでして、ここは20万人未満であっても、事業があつて、既にやっている件数も多いというところですので、こういった都市でも検討することが望ましいですということを記載しているところがございます。

Q5が「優先的検討はどのように行われるのですか」ということで、こちらはそれぞれのプロセスを解説しているところがございます。

Q6が「対象事業における基準はどのように考えればよいですか」というところでして、これは策定の手引に書いているのですけれども、改めて解説をしております。「事業費基準はあくまでも目安です」ということも書いております。

22ページ目がQ7「事業費基準に満たない事業についてはどのように考えればよいですか」ということで、基準というのは一つの目安にすぎませんということでして、事例一覧

には小規模なものも含まれていますので参照くださいということを書いております。

また、(参考)に、例えば事業費10億円というのはどういったものなのかということ、実感を持っていない地方公共団体の方もおられるかもしれませんので、ここに参考としてつけているところがございます。「更新に係る建築コストが10億円を超える施設規模」ということで、ここでは「公共施設等更新費用更新費用試算ソフト」と書かせていただいて、そういった一定の仮定のもとですけれども、事務庁舎、公営住宅、小中学校でありまして、例えば事務庁舎であれば、いろいろな仮定を置いた上ですけれども、例えば「約1,300人が執務する事務庁舎の更新で、建築コストは10億円を超える」とか、そういったことを記載させていただいているところがございます。

Q 8が「PPP/PFI手法の実績が少なく、どのように選択したらよいかわかりません。どのようにPPP/PFI手法を選択すればよいですか」ということで、この(参考)というところで、策定の手引にもあったのですけれども、これを記載しております。こういったもののほかに事例が参考になりますので、事例編のほうも参照してくださいということで記載しているものがございます。

Q 9が「PPP/PFI事業を検討する際に参考となる情報はどこで入手できますか」ということで、以下の情報が参考となりますということで、いろいろ網羅的に記載させていただいているところがございます。事業分野ごとのガイドラインですとか、参考となる事例集ですとか、関連団体の情報ですとか、そういったところを記載させていただいているところがございます。

Q 10が「簡易な検討を省略して、詳細な検討に進むことや簡易な検討及び詳細な検討を省略してPPP/PFI手法の導入を決定してもよいでしょうか」というところでして、こちらは省略することは可能ですということで、事例集を参考にして、同種の事例であって、明らかに効果があると認められるような場合には省略できますということに記載しているものがございます。

Q 11が「PPP/PFI手法簡易定量評価調書の記入に用いる削減率等の数値をどのように設定すればよろしいでしょうか」というところがございます。こちらは、後ろで別途解説しておりますということに記載させていただいているところがございます。

また、こちらは前回、PSCの設定の関係で御議論をいただいたところがございますけれども、ここでも若干記載させていただいております。「簡易な検討段階で設定した数値にこだわる必要はありません。同様に、従来型手法での整備等の費用の算出にあたって簡易な検討段階での算出であることに留意が必要です」ということで記載させていただいているところがございます。

Q 12が「収益化の検討とは何ですか。なぜ積極的に収益化を検討する必要があるのですか」というところで、こちらはそれぞれ収益化の期待される事柄をつらつらと書かせていただいております。公共サービスの向上につながるということですか、管理者の費用が削減できますとか、地域活性化に資することも期待されますといったようなことを記載し

ているところでございます。

Q13が「優先的検討を行うに当たって庁内体制の構築は必要でしょうか」というところ
でして、そういったところを整えることが重要となりますということで、四角の中にメリ
ットも記載させていただいているところでございます。

Q14が「PPP/PFI手法導入に適しない場合の公表は、何故必要なのでしょうか」というと
ころでして、説明責任を果たすために必要ですということに記載させていただいていると
ころでございます。

最後にQ15ですけれども、こちらは前回地元企業の活用に関係も御議論いただいたとこ
ろでして、その観点から、15番目の「地域の民間事業者を活用するためにはどうしたらよ
いでしょうか」ということで記載させていただいています。大きく2つ書いておりまして、
1つが地域プラットフォームの活用と、もう一つは事業者選定のときの手の取り扱いと
いうことで、事業者の選定のときの参加資格要件に入れているというものと、その次の32
ページでは、加評価として入れているという事例を入れているところでございます。

以上がQ&Aでして、3番目が「PPP/PFI手法選択の考え方」ということで、こちらは考
え方とあるのですけれども、手法選択の際の参考とするための事例集をつくりましたとい
うことを記載しています。こういった事業分野で事例集をつくっていますということと、
34ページ、35ページ目では事例集の掲載事例の一覧を示していきまして、3章にいくと、そ
れぞれの事例と各事業分野の特徴を記載しているという構成にしているところございま
す。

続きまして、37ページ目からが「4. 簡易な検討における数値設定について」というと
ころでございます。まず、簡易な検討についての解説を行っておりまして、簡易な検討で
は「費用総額の比較による評価」を行いますということで、VFMを算出しますということで、
その流れを37ページの下のほうで書かせていただきました。

38、39ページは、「VFMとは」というそもそものところを（参考）で解説をしています。

40ページ目からが「（2）費用総額の比較における数値設定について」ということで、
こちらで分析まとめと、もう一つ特徴的なのが41ページ目と42ページ目に、それぞれの個
別のデータを入れております。事業分野と人口規模、事業費、事業期間、事業実施時期、
費用削減率を、それぞれの設計段階、建設段階、維持管理、運営、こういった段階ごとに
アンケート調査で得られたものを入れていきまして、VFMについても個別のケースで入れてい
るところでございます。

42ページ目と43ページ目が留意点というところでございます。幾つか書いておりまして、
利用料金収入増加率の設定についても書かせていただいております。収益化の検討で、哲
学としては利用料金収入増加率を設定することが望ましいです。例えば、詳細な検討の
実施の際に官民対話、民間事業者の意向調査等を実施することによって実現性の高い適切
な増加率を設定することが考えられますといったところを記載させていただいています。
あと、官民の金利差ですとか、その他留意事項ということで記載させていただいていると

ころでございます。

44ページ目と45ページ目がVFMの分析ということで、ここでは簡単にまとめの的なところですが、これは巻末に参考資料をつける予定でして、本日は実はそこまでないのですけれども、前回の部会と今回の部会で示させていただいたデータを全部巻末の参考として載せるということを予定しております。

第1章は以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見をお願いします。

○小幡部会長代理 17ページのQ4の人口20万人未満の地方公共団体はどうでしょうかという話で、大事だと思うのは、少しでも多少やる気のあるようなところが自分でもやれるという思いを持ってくださるということだと思います。なかなか一律にというのは難しいと思いますし、逆に全くやる気がないところには無駄になってしまうと思いますので、そこで事例が大事だと思うわけです。「また」のところで、「実施件数は多いことがわかりました。本手引においては」というのは、この事例集のことを言っているのですね。

○森企画官 そうです。3章のことです。

○小幡部会長代理 この事例集の中に人口10万人未満のものもありましたか。少しはありましたか。

○森企画官 この34ページと35ページ目が事例の一覧になっておりまして、高浜市の5万人とか。

○小幡部会長代理 ありましたね。数的に20万人未満のところが多くて、10万未満のところと一区切りがあると思うので、小さいところにとっては自分のところはもう関係ないという読まれ方をされると困るので、人口10万未満のところについても事例がありますと書いておく。どう加えるかは文章の問題ですが、上の表、(参考)のところで区切りがありますので、20万未満だけでなく、人口10万未満のところでもそういう事例はあると、ここに示しておいたほうがよいと思うので、文章的に工夫をいただければと思います。

○根本部会長 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○北詰専門委員 細かいことですが、同じ17ページですが、そういう事例もあるよ、かつ効果も上げていますよと一言書いておいていただけるといいかなと思います。それが1つ。

もう一つは、今更ながらで申しわけないのですけれども、この検討をやったらどれぐらいの自治体職員の事務量になるのだろうかとか、どれぐらいの時間がかかるのだろうかというのは、何か目安みたいなものはありませんか。要するに、これを導入しようと思って、一番意思決定するのは多分その小さな自治体の組織の管理職クラスの方々が判断されて、やらなければいけないねという話になったら、当然職員の労務管理とか何とかというところに入って行って、これを導入したら、例えばえらい労務量になるのだったらちょっと困るなみたいなことをお思いになるのではないかと思います。

アンケートのときに調べておけばよかったと今思ったのですけれども、何か目安みたいなものとして、現状の普通の検討のときにでもこれぐらいかかるけれども、それよりは当然短くなるはずなので、比較的妥当な事務量あるいは時間でこういったことが実施できるよということが何かの形で言えると、導入する方は安心されるのかなと思ったのです。ちゃんとしたデータでなくて、目安みたいなものでもあるといいかなと思ったのです。

○森企画官 庁内体制の事例を後ろのほうで示させていただいていますけれども、そちらのほうでも盛り込めるかどうかも含めて、また検討したいと思います。

○北詰専門委員 言葉としては比較的簡易な作業で導入することができますと、一言入れるだけでも、もしかしたらいいのかもしれない。もし調べられればということです。

○根本部会長 いかがでしょうか。

22ページに最後に入れていただいた10億円を超える施設規模の目安というのは、趣旨としては、このくらいだったら自分たちでも当然あるよなというふうに気づいていただくということで、趣旨は大変結構なのですけれども、出し方がちょっとおかしいかなと思うのは、まず事務庁舎ですけれども、1,300人で。

○森企画官 済みません。そこは間違えていまして、450人です。

○根本部会長 実際のデータを今持っているのですけれども、人口20万人以下というか、日本全国で本庁舎で2,500㎡以下のところは2カ所しかないのです、むしろ実績データを出したほうがよいかなど。公共施設状況調べで、本庁舎何㎡というのを総務省のほうでとっているのです。過大なものを持っているということではあるのですけれども、現実そうなので、それを建てかえるというのは当然同じ面積以下に削減はなかなかしにくいだろうとすると、少なくとも同等以上に建てかえる必要が生じるわけですね。そうすると、2,500㎡以上のものに大体普通は建てかわる。そうすると、本庁舎を建てかえると言った途端に、既にもう人口にかかわりなく対象になるのだよというメッセージを出したほうがよいですね。450人以下のところでも当然そうなるので、それはデータを後から送りますから、ちょっと見てください。

それから、小中学校のほうも600名、これも間違いではないかなと思いますけれども、600名というのは日本全国の平均の児童生徒数より多いのですよ。なので、今、大都市でも結構マンモスレベルなのです。それで、「小学校設置基準の別表」というのは何のことかなと思うのですが、この手のものは、施設費国庫負担法という学校施設の補助金を出す法律ですね、この施行令で決まっています、これも早見表を持っています、多分一番大きいのは体育館が入っていないだろうなと思います。それで、教室数で施行令が決まっているのですけれども、特別支援学級とか、多目的教室とか、少人数授業用教室というのを設けない場合に、教室面積と屋内運動場を足すと、大体3,000を超えるのが小学校で6学級、中学校で何と3学級なのです。なので、両方とも1学年1学級レベルということになりますから、600名どころではなくて、今だとマックス40人だとしても300人ですよ。もっと少ないのです。20人以下になったら複式にするのですけれども、21人いれば複式には

しないので、いわば21掛ける6の200人ぐらいも建てかえるとすると3,000㎡を超えるのです。なので、この600というのは、600を見た途端にうちは関係ないと思われると困るので、施行令のほうを参照できるようにしていただきたいと思います。

公営住宅は今見つけ出さなかったのですけれども、公営住宅もひょっとするとそうかもしれないので、これを入れるのはすごくいいことなのですけれども、入れた結果、逆のほうに向いてしまうと困るので、少し数字の扱いについては再調整をさせていただければと思います。

よろしいですか。

○下長専門委員 地域企業の巻き込みのところ、31ページ、Q15ですが、どこの自治体さんも地域の企業をどう巻き込むかというのは大きなテーマだと思います。その中で地域プラットフォームの活用を書いているのですが、これを踏まえて、個別の案件の情報を前広に出すのが非常に有効だと思います。建替の計画等についてPPP/PFIでやることを検討しているよという情報を早目に出すということです。

今、実施方針の公表見通しが法的には義務づけられているかと思いますが、その手続も含めて、個別案件をPPP/PFIを進める可能性がある場合は、地域の企業に十分に準備していただけるように、早目に情報を出すというところを書いていただければと思います。

○根本部会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○横山専門委員 これは私の願望でありますけれども、先ほどの17ページの優先的検討規程でございますけれども、やはり人口20万人未満の地方公共団体においても、どんどん優先的検討規程をつくっていくべきだと思っております。私に関わらせていただいている自治体においては、これをどんどん推奨していこうと思っております。

今までにも、先進的な自治体においてはPPPの推進方針というようなものをつくっているところは多少あるのですけれども、それは今回こうした内閣府さんのすばらしい運用の手引が出る以前でございましたので、それほど精緻なものではありませんでした。やはりこれだけ具体的なモデル、模範が出ましたので、これに準じてつくっていくことは非常にたやすくなったなと考えております。

先ほど、北詰先生から職員の負担量はいかがなものかというご指摘がございましたけれども、通常の計画・指針の策定期間は大体1年です。優先的検討規程も同様に考えれば、さほどの負担にはなりませんので、そういう面で無理なく20万人未満の自治体にも波及していくように、私自身も努めてまいりたいと考えております。

それから、下長先生がおっしゃったように、地域プラットフォームにおける情報発信というのは非常に大事な点と思っております。私ども、淡海公民連携研究フォーラムを立ち上げさせていただいて、来週第2回目を開催しますが、来年度以降、私どもで常設的なプラットフォームを担っていこうというときに、下長先生の御意見もぜひ取り入れていきたいと思っております。

○下長専門委員 本当に細かいところで申しわけないですが、35ページに掲載事例のリス

トですが、一番後ろのほうの海の中道海浜公園と福岡市の美術館の事業類型が、このいただいている事例編と合っていないみたいです。海の中道はたしか独立採算だと思うのです。そのついでで福岡のものを見ると、こちらの資料ではサービス購入型になっているので、ちょっとチェックをしていただければと思います。

○根本部会長 細かな点は結構いっぱいあるような気がするので、引き続き精査をお願いいたします。

先ほど、事業数のサンプル数を入れるというのがありましたけれども、45ページのところは入れていただいたほうがよいですね。44ページは527事業というのがわかりますけれども、表記の仕方を統一しておいていただいたほうがよいかなと思います。

後ほど何かまた気づかれましたら、提起していただいてもかまいませんが、続きまして第2章について御説明をお願いします。

○森企画官 それでは、第2章でございます。

第2章は「PPP/PFIの推進に向けて」ということで、「応用編」でございます。第2章は3項目ありまして、1がアクションプランの考え方で、2が収益化の検討方法、3が庁内体制の構築についてということでございます。

48ページ目がまず「1. PPP/PFIアクションプランの考え方について」ということで、こちらは収益型事業の検討の重要性といったことを記載させていただいているものでございます。それが49ページまでです。

50ページ目からが「2. 優先的検討段階における収益化の検討方法」ということで、まず収益型事業についてこういった類型に分かれますということと、それぞれ事業の発案段階、簡易な検討段階、詳細な検討段階で、どういった検討プロセスでどういった検討を行えばよいのかということ解説しているものでございます。こちらは第2回の部会で示させていただいたものを中心に記載しているところでございます。それが52ページ目までです。

53ページ目からが、コンセッション事業につきましても同じように、「コンセッション事業とは」という解説と、検討のプロセスを57ページ目まで記載しているところでございます。

新たにこれまでの議論から加えたものが54ページ目の「コンセッション事業の類型」ということでございまして、一般的にイメージされるのが一番上の独立採算型コンセッションと混合型ですね。公共側も一部費用を負担するようなものも考えられますといったことですか、参考として、これは国立女性教育会館ですけども、分離・一体型と呼んでいますけれども、一つは運営の費用は独立採算で、維持管理は委託をしている、そういった異なるパターンの事例についても記載をしております、独立採算型のパターンだけではないのですよということ解説しているところでございます。

58ページ目からが「(3) 官民対話について」ということで、こちらも官民対話の目的ですとか、内容ですとか、留意点、そういったところを記載しております。第2回の部会の際の内容と基本的には同様の内容となっております。

61ページ目からが「(4) 収益型事業・コンセッション事業の掲載事例について」ということで、ここで目次として一覧を示しておりまして、第3章で各事例が出てくるといったような構成にしております。

62ページ目からが「3. 庁内体制の構築について」でございます。庁内推進体制につきましては、ヒアリングを実施しているということと、あとは後ろに事例をつけているというところでございます。また、第三者評価の事例につきましても、仕組みと事例をつけさせていただいているというところでございます。

事例につきましては、具体的に68ページ目が目次になっていまして、それ以降で各事例について記載しているところでございます。庁内体制につきましては、さいたま市、木更津市、豊橋市、岡崎市、枚方市、川西市ということで、あと参考として新たに今回、岩手県の紫波町（人口3万人）という非常に小規模な自治体ですけれども、オガールプロジェクトというものもありますので、そのプロジェクトの推進体制についてもつけ加えたというところでございます。

69ページ目からがさいたま市ですけれども、さいたま市で特徴的なのが、それぞれの事例で担当部署、検討会議等を表にしているのですけれども、例えば70ページの下のほうに検討会議等の欄がありまして、そこに役割・権限等と書いてありまして、事前協議が未済だと事業実施の予算措置ができないといったようなことになっておりまして、そういったことが特徴的な事項として挙げられるかなと思っております。

73ページ目からは木更津市の事例を掲げております。木更津市は、一部確認中のところもまだございます。

76ページ目からが豊橋市になっております。豊橋市では、例えば77ページの4の特徴的な内容のところですが、PFI導入対象事業、10億円以上につきましては、市の総合計画におけるヒアリングによって工事・予算関係の情報を漏らさず把握できている、そういった特徴的な内容もございます。

79ページ目からが岡崎市になっております。岡崎市については、例えば特徴的なものとしては80ページに3番の表で、「事業化の際の担当部署・検討会議」とありますけれども、その中の専門部署の権限として、「市の公共施設等マネジメント推進会議において優先的検討の対象外であることが認められない限り、原則、従来手法を採用できない仕組みになっている」ということで、これはきちんと優先的検討が行われているというようなところになっております。

83ページ目からが枚方市です。こちら84ページの4に、特徴的な内容として1番で「実行計画シート」というものをつくっていますということで、そこにPPP/PFI手法導入の検討状況がわかる資料の添付が義務づけられていますので、対象事業というのは実行計画の検討で捕捉できますというところがございます。

86ページ目からが川西市の事例になっております。川西市では、例えば87ページの4のQ1のA1ですけれども、「予算協議の段階で財政課がPFIの検討有無のチェックを行って

いるため、規模の大きな事業がPFIの検討をされることなく事業化されることはない」ということで、こちらにも最初の検討の段階できちんと検討がなされているという事例でございます。

こういった事例を載せておまして、ぜひ参考にしていただければと思っております。

89ページ目からが（参考）ということで岩手県紫波町、こちらは庁内全体というか、オガール地区で10年間利用されていなかった町有地の問題を解決しましたというところで、そちらの事例もつけているというところがございます。

こちらは、例えば90ページで、町が公民連携室を設置して、さらに町と事業者をつなげるエージェントの役割を担うオガール紫波というのを、株式会社の形態ですけれども、設立して各種事業を行ったということで、92ページと93ページで3つの事例を示しているところがございます。

最後に、94ページ目から第三者評価の仕組みということで、事業化段階、事業実施段階、行政評価段階ということで、こちらにも事例を示しており、参考にしていただくということを考えております。

説明は以上でございます。

○根本部会長 それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等はありませんでしょうか。

○下長専門委員 54ページのコンセッションの種類のところですが、「混合型コンセッション」という言葉があります。今回初めてこの言葉を正式に使われたという理解でよろしかったでしょうか。それとも、既に使われていましたでしょうか。

○森企画官 初めてです。

○下長専門委員 書類としては初めて出る言葉ということですね。その下に、さらに（参考）で「分離・一体型コンセッション」という言葉が出ていますが、これはある意味、混合型コンセッションの派生形かなと理解します。契約を分けているというところが特徴的ということで、類型の一つとして出していただくのは有効かと思うのですが、名前を別にするのが気になります。混合型コンセッションの派生形でこういうパターンもあるよということでもいいのかと思います。分離・一体型という言葉が使われたことについて説明いただけるとありがたいと思います。

○阪口参事官補佐 実は、これは文部科学省が中間取りまとめの中でこういうふうに分離・一体型を使っておまして、国立女性会館というのは、運営権設定部分についてのコンセッション事業はそこだけを見ると独立採算型なのですね。契約が別になっているということで。そうなったときに、事業そのものは混合型なのですが、言い方が困るなということで、（参考）という形で取り上げさせていただいたというのが実情でございます。

○下長専門委員 文科省さんがこの言葉を使っているということですね。わかりました。

○小幡部会長代理 そうすると、運営業務を残しているというところが特徴的だということ

とですか。それで委託という契約にしている。そういうことでもいいという話になったので、やや変わった類型ですが、そこで書いているという感じですかね。

○下長専門委員 やはり気になるのですけれども、混合型コンセッションという考えがあるよというのは今回踏み込んでもいいと思うのですが、もう一つ、この（参考）の分離・一体型という言葉を出した途端に、混合型コンセッションの概念がというのが逆に希薄になってわかりづらくなるのかなというデメリットが気になります。御検討いただければと思います。

○小幡部会長代理 コンセッションでやるときに、なかなか考えていたものと少し違うバージョンをつけ加えたいということが、物によっては今後も出てくると思うのですが、それを一つ一つ名づけてこういうものもあるというふうに示していくのがよいかということもありますよね。

いろいろなものが出てくるかもしれない、どこでもなかなかやり方を苦労していて、やむを得ず、個別法との関係とかもいろいろあってというのは、おそらくこれからも出てくると思うのです。それを、こういう範疇もありますとつくっていくのがよいかどうかというと、やや疑問があります。、いろいろな工夫が実際にはされているという例にすぎないので、名前を分離・一体型コンセッションなどにつけると、おっしゃるように、こういう形態もありますと前面に押し出すことになるので、問題はあるかなと私も思いますね。

○下長専門委員 同じところなのですけれども、公共施設運営権型で独立採算型があるのと、混合型がある。混合型は全体として独立採算が成立していないので、一部公的負担を入れて成り立たせるということだと思います。大きく分けると独立採算型と混合型の2タイプかなと理解しているので、派生形を一つ一つ名前をつけていくとややこしくなるのかなという感じがします。

○根本部会長 類型化するという事は、それを推奨しているということでもあるので、これは恐らくいろいろな経緯によりある意味やむを得ずというか、たまたまこうなっただけで、必然性が余りないのですね。だから、国としてこういうタイプがあるよと、まかり間違えばこれで何件とか数値目標がつかれるような話になってくるので、今の議論を聞いていると、混合型コンセッションの一部というふうに、混合型コンセッションをちょっと広く捉えて、あえてこれを参考として、類型化しないのであれば、もう入れる必要はないかなと思いますし、どうしてもということであれば、どうしてもという動機は文科省サイドにもないと思いますけれども、別の名前ではなくて、分離・一体的に行われている事業における混合型コンセッションみたいな位置づけでも全然いいのではないかと思います。そこは御検討いただいて、できるだけ間違えないというか、スタンスを誤解されないような方向で進めていきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○横山専門委員 今回のコンセッションのところなのですけれども、現状としまして、空港ですとか大きい事業が例として出てきておりまして、一般的な地方自治体からするとちょっと

かけ離れたふうに思われてしまうと思います。現状これは仕方がないと思いますが、今後、それはまた期待を込めてなのですからけれども、いつも文科省さんを例に出して申しわけないのですが、これから文教施設、社会教育施設、文化施設、そういったところにコンセッションがより発展するのではないかなと期待しているところでございます。今までにも、社会教育施設でいいますと、指定管理者制度はかなり進んできているわけですが、それ以上の民活導入にいきますと、なかなか反対も多かったわけですが、しかし、民間企業にとりましては、コンセッションのほうが、非常にやりがいがあるというようなお話も聞いておりますので、そうした分野にコンセッションがより進んでいくということを目指します。また事例が進んでくれば、そうした事例をさらにこの手引きに付け加えていただければありがたいと思います。

○根本部会長 どうぞ。

○北詰専門委員 簡単な話ですけれども、後半ずっと事例を挙げていただいている、最後にほかの自治体へのアドバイスというのをそれぞれそろえていただいて、これはそれぞれの自治体さんがそうおっしゃったという意味ですよね。

○森企画官 そういうことです。

○北詰専門委員 要するに、人口規模が大きかったり、事業費が大きかったりする事例を、自分たちの小さな自治体や事業規模が小さいものに事例を参考にしながら読みかえるという作業を多分必要とするわけですね。きょう御説明いただいたそれぞれの事例の特徴部分というのは、人口規模や事業費にかかわらず、工夫として非常におもしろい部分を特に御説明していただいたのですけれども、それでも例えば枚方の実行計画シートなんて、もしつくるとなると結構手間かもしれないし、そういうような事業規模だとか人口規模の大小を読みかえても非常に効果があるのだという部分をどこかに書いていただきたいと思っています。

最初に聞いたのは、アドバイスのところにそう書けばいいのかなと思ったのですけれども、個々の自治体がそうおっしゃっていないとすれば、内閣府の事例を導入したという、この部分のどこかにそういうことを書いていただくと、事例を見たときに、この人口規模ではうちは関係ないやとやられないようになるだろうなと思いました。

以上です。

○根本部会長 よろしいでしょうか。

それでは、3章に参ります。では、事務局から御説明をお願いします。

○森企画官 3章は「事例編」ということで、事例集でございます。

時間もなくなってきましたので、はしょって説明させていただきますけれども、事業分野別と、あと収益化事業とコンセッション事業というところでございます。

下に「97」と表紙にありますけれども、めくっていただいて98ページは最初の説明でございます、99ページ目からがそれぞれの事業ごとになっております。

まず、「1. 事務庁舎」ということで、99から101までのこの3ページで事務庁舎の全体

の事業分野としての特徴を記載しているところでございます。まず、「1. PPP/PFI事業の特徴」ということで想定される手法を書き留め、手法導入の考え方、検討のポイント、そういった内容をそれぞれの事業で記載しているところでございます。

例えば、事務庁舎で申しますと、想定される手法がPFI（BOT・BOT・BOO）／DBO／DB／リースということで、考え方で、事務庁舎の場合ですと庁舎整備基金など、そういったものも積んでいるケースもあって、そういった場合にはDBとかDBOを採用する事例もありますということですか、維持管理を業務範囲に含めないDB方式などもありますといったようなことで、多くの市民が来所するため、他施設と複合化している事例もありますといったようなことも書いております。あと、検討のポイントということで、民間資金の活用といったことですか、複合化の関係を記載しているところでございます。

その下が「2. PPP/PFI事業のスキーム概要」ということで、どういう方式が多いのかといったことを書いております。あと、官民の役割分担、収益化の可能性、複合化の可能性、期待される効果ということで書いております。

101ページ目が「3. PPP/PFI事業の実施状況」ということで、実施の件数と、平均VFMと、その下にはVFMと事業費と人口規模別の実施件数ということで、これを分布として示しているところでございます。

102ページ目が「4. PPP/PFI手法の導入事例」ということで、こちらは10事例を一覧で書いておきまして、その中で3事例を細かく2ページにわたって記載しているところでございます。

事例の説明は時間の関係もありますので、省略させていただきます。こちらは若干まだそれぞれの事業ごとに確認しなければならない事項等もあるのですが、一応こういった形、それぞれの事業で概要、経緯、ポイント、官民の業務分担といったところ、あとVFM、スケジュールで、最初の事例で言いますと104ページ目のところに導入の効果ということで、できるだけ具体的に書くようにしております。あと、地域経済の活性化ということで書いておきまして、ここは今（確認中）となっておりますけれども、地元企業等の活用も含めた地域経済の活性化ということで記載をしているところでございます。

そういったことで記載をしていて、それが全部の事例、公営住宅が109ページ目からありまして、119ページ目からが小中学校になっております。それがずっと続いていくというところでございます。それぞれの詳しい説明は省略させていただきたいと思っております。

ずっと事例が続きます、さらにもう一冊ございまして、表紙が「収益型事業 事例集」となっているものでございます。こちらのところで、収益型とコンセッションの事例を示しております。

223ページと書かれている表紙のところ、これが収益型事業で、まず「1 利用料金収入型」というのを書いておきまして、利用料金収入型の特徴とか検討のポイントといったものを223ページと224ページで書いておきまして、さらに事例がその次の225ページ目から、収益型でいきますと4事例続くというところでございます。

さらに、231ページ目が「2 民間収益施設併設型（i）附帯事業パターン」ということで、こちらも同様に、まず特徴とかポイントを記載して、その後、3事例続くというところでございます。

さらに、249ページが「3. コンセッション事業 事例集」になっていまして、コンセッション事業の導入事例につきましては、一覧としては7つ書いております。その後、詳しい事例につきましては、愛知道路、国立女性教育会館、仙台空港、あと浜松の下水道ということで、4つの事例を示させていただいております。

収益型とコンセッションでは、先ほどの事業分野別のより、官民対話の実施方法とかそういうところを充実させているというところでございます。

最後に、コンセッションの効果ということで、こちらは実施方針とか特定事業の選定結果から、こういったものを添付しているというところでございます。

説明は大分はしょってしまいましたが、以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に対して御質問等がありますでしょうか。

○北詰専門委員 先ほどと重複しますけれども、コンセッションですね、今ちょうど上下水道の支援事業の二次募集も拝見しておりますけれども、私のほうでもそういう支援事業が出てまいりますと、非常に規模の小さい自治体からの下水道のコンセッションの検討もしたいという御相談も受けてきておりまして、今後、もう少し小規模の事業、それから先ほど言いました、今まで余りなじみのなかった分野につきましても、コンセッションが可能であるということでありまして、またこれからどんどん進めていくべきだということを今後また付加していただければと思います。

以上です。

○根本部会長 いかがでしょうか。

○下長専門委員 意見というよりも、この手引の事例集が非常に充実していて、すごいなと思います。各事例、類型の前に、少しアドバイス等も触れていただいているというのも、非常に有効なのではないかなと思います。

書きぶりとかはまた気になるところがあれば、後ほど御意見として差し上げたいと思います。すごく有効な資料をつくっていただいて、ありがたいなと思います。

○根本部会長 どうぞ。

○北詰専門委員 それぞれの事例に地域経済の活性化を入れていただいたのは非常に素晴らしいなと思います。幾つか流れで読んでみたのですが、それぞれ地域の中でクロージングしたものがあったとか、あるいはコンソーシアムができたとか、かなり地域に寄り添った立場で書いていただいているというのは非常にいいかなと思っていますので、今、確認中、検討中の部分もぜひ頑張ってくださいと思います。

もう一つ、テクニカルな話ですが、これはネットに載るのですか。PDFなり何なりでダウンロードできるように。

○森企画官 載せようかと思っています。

○北詰専門委員 これぐらい事例集が多くなると、いわゆる検索機能みたいなものをつけたくてくるので、PDFで載っかっていればPDFの中で検索できるの、それでいいのですけれども、それ以上のことは内閣府さんがやる仕事ではなくなってしまうので、どちらかのシステムエンジニアにやってもらえばいいのですが、PDFで載っかってくれば、キーワードが検索できればいいと思います。

もし労力があれば、最後にキーワード集みたいなものが、よくあるじゃないですか、教科書なり何なりに最後にキーワードがあって、クリック一つでそこにぽんと飛べるみたいな、そういう世界ができ上がるともっといいなと思っています。一番簡単にはキーワード集みたいなものができ上がるといいかなと思います。

以上です。

○根本部会長 それでは、大体よろしいでしょうかね。事務局に御苦勞をかけていただいて、非常にいいものができ上がったなと思います。これをPFI推進委員会のほうに説明をしていくわけですが、この部会の一つの認識として、小規模自治体にどういうふうに普及していくのかということが大きなテーマになっていて、この中で記述していただいているわけですが、できるだけ早い段階で、人口20万人という要件自体を緩和する、引き下げるなり、あるいは撤廃するということが我々委員としての感触であるということでは伝えたほうがよいでしょうかね。なので、そういう方向感を持っていますということ委員会場で報告をして、事務局のほうでも検討していただくということを進めるということになるかと思っています。

内容については以上でございます。

事務局より、今後のスケジュールについて御説明願います。

○森企画官 そうしましたら、また資料1のほうに戻っていただきまして、今後のスケジュールについてということで、最後の14ページ目になります。部会の今後の進め方ごさいまして、本日もいろいろ御意見をいただきましたので、それを踏まえまして手引をまた作成をしまして、それを今1月20日を予定しておりますけれども、第42回の民間資金等活用事業推進委員会、いわゆる親委員会のほうで報告させていただきたいと思っております。

その後、それを踏まえて「運用の手引」ということで発出しまして、2月に全国説明会ということで、全国に我々が出向きまして、この手引の説明をするとともに、最後の年度内の規程の策定に向けて働きかけも行うということも考えております。

3月には規程の策定状況のフォローアップを行うということで、また結果の公表もするというところがございます。

こちらは、また4月ごろになろうかと思うのですけれども、その規程の策定状況のフォローアップと必要な施策の検討ということで、また部会を開催したいと考えております。

その後、またそれも踏まえた上で、アクションプランの見直しが別の計画部会ということで、年が明けてから見直しの審議を始めようとしていますけれども、その見直しが恐ら

く5月ごろでございます。

その後、秋ぐらいに、今度は実際の運用の状況の確認をして、その状況も見つつ、適宜また部会も開催をして、運用状況を踏まえた施策の検討というものもできればと考えております。

スケジュールは以上でございます。

○根本部会長 何か御意見、御質問はありますか。よろしいですか。どうぞ。

○北詰専門委員 全国説明会の際、小さな団体も参加しやすいような、何かちょっと工夫があるといいかなと思います。

○根本部会長 ぜひ工夫をお願いいたします。

それでは、その他の報告事項がございますので、御説明をお願いします。

○阪口参事官補佐 席上配布資料2ということで、A4の1枚と一緒にパワーポイントが数枚ついていますが、中間フォローアップの内容の公表を今予定しております。日付が入ってしまっていますが、12月22日ぐらいに出せればということで、今調整をしているところです。基本的には前回の部会の中で、中間フォローアップの内容としてお示しした内容がここに入っているということになっています。

1点、ここは国の情報が実は公表紙には入っていないのですが、前回お示しした、パワーポイントの「参考資料」と右上に書いてあるところのページを1枚おめくりいただくと、国と地方公共団体の策定状況ということで、前は国が100%でなかったのですが、今回無事に100%となりましたところ以外は変更はございません。

また公表紙に戻りまして、策定状況を(1)でお示ししておりまして、20万人未満も策定をいただいているところを(2)で御紹介しております。(3)で、また年度末に向けて策定状況をフォローアップいたしますということと、運用の手引の説明会等を実施していきますというようなことをメッセージとして書いて公表しようということで考えております。

説明は以上です。

○根本部会長 何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

それでは、議事に関しては以上でございます。本日の部会は最終回でございますので、今年度のこの部会は終了ということになります。構成員の皆様には、短期間のスケジュールの中で積極的に御参加、御議論いただきましてありがとうございました。

今回、検討していただいた手引案というものを来年の1月20日の委員会に出しまして、報告をしたいと考えております。きょうの御意見の中にも若干修正を要するところが何か所かあったかと思っておりますので、事務局のほうで検討していただきますが、抜本的な修正でないということであれば、表現の問題であれば、私のほうに一任していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○根本部会長 ありがとうございます。

それでは、最後ということでございますので、木下審議官から御挨拶をお願いいたします。

○木下審議官 木下です。

本部会の皆様には、9月末から、年末のお忙しい時期に短期間に積極的に御参加、御議論いただきまして、先ほど一定の取りまとめもしていただきました。まことにありがとうございました。

PPP/PFIの優先的検討の仕組みを構築していく上で、今年度はまず国と人口20万人以上の公共団体に対して優先的検討規程を策定するというものであります。フォローアップの結果、策定しないと回答した自治体はありませんでしたが、今後、政府としては今年度内の策定率を100%にすべく積極的に働きかけていきたいと考えておりますし、本日の御議論にいろいろ出ましたけれども、特に小規模団体をこれからの課題として取り組んでまいりたいと思います。

来年度以降は、優先的検討規程が開始されますので、優先的検討規程の策定だけにとどめることなく、しっかりと運用されていくようにしていきたい。そのために、事務局も大変だったと思いますし、先生方からもいろいろ御意見をいただいたと聞いております。運用の手引をなるべく早い段階で公共団体の皆様に発出し、説明会等でしっかりと浸透させていきたいと思っております。

また、実効ある運用を図れますよう、来年度につきましては運用状況をしっかりと確認しながら、また運用に係る課題についても、その対応策等を検討していきたいと思っております。その際には引き続き本部会で御議論を来年度以降もいただきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと存じます。

今年の先生方の御協力に改めて感謝申し上げます、締めくくりの御挨拶といたします。本当にありがとうございました。